

普通倉庫荷役料率表

平成20年9月1日

東陽倉庫株式会社

I 料率の種類及び額

1. 基本料率

(1トンにつき、単位 円)

品 目			A 地 区	B 地 区
			庫 入 また は 庫 出	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コ ン テ ナ	実 入	590	510
		空	500	430
	ノックダウン自動車・完成車(重量5トン以下かつ容量20トン未満のもの)		690	600
	完 成 車(重量5トン以上かつ容量20トン以上のもの)		1,040	910
	パ レ タ イ ズ 貨 物 ・ パ ン パ ッ ク ・ バ ッ グ コ ン テ ナ ・ プ レ ス リ ン グ		890	820
包 装 品	袋物(紙・ビニール・化合繊・綿製袋入)		1,380	1,200
	袋物(紙・ビニール袋入)	米 ・ 麦	1,170	1,020
	袋 物 (麻 袋 入)	ふ す ま ・ ミ ー ル ビートパルプ・メイズ・マイロ・ 豆類・砂糖・米・麦	980	860
	た る 物	葉 た ば こ	820	720
	べ ー ル 物	葉 た ば こ	1,010	880
		そ の 他 ベ ー ル 物 (綿花、羊毛、麻類、化合繊綿・石綿、 生糸、パルプ)	1,240	940
	板 ガ ラ ス		1,540	1,340
	生 糸		1,700	1,480
	雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)		1,280	1,170
	農 水 産 物 ・ 製 茶 ・ コ ル ク		1,100	960
	機械類(1個当たり5トン以上のもの)		1,040	910
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		830	710
	巻 取 紙 (内 地 産)		930	800
	木 材	原木	南洋材・米国材	810
			北 洋 材	800
		製 材		720
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		1,300	1,130
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満 の鋼管を含む)		990
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		840
	石 材		900	780
撒 貨 物	燐 砒 石 ・ 肥 料		890	720
	鉱 物 ・ 土 石		1,060	920
	砂 糖		830	730
そ の 他	織 維 類 (撒 扱)		2,380	2,110
	紙 類 (撒 扱)		1,930	1,700
	家 庭 用 電 気 ・ ガ ス 石 油 器 具		990	880

撤貨物の解揚一袋詰一庫入作業料金 (1トンにつき、単位 円)

品 目	A 地 区	B 地 区
米 ・ 小 麦	2,360	2,050
メイズ・マイロ・大豆・大麦	2,830	2,460

庫出コンテナ詰又はコンテナ出し庫入作業料金 (1トンにつき、単位 円)

地区 区分	A 地 区	B 地 区
袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,700	2,120
雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	2,420	1,910
ユニタイズ貨物、機械類 (1個当り5トン以上のもの) 完成車 (重量5トン以上又は容積20トン以上のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	2,170	1,800

2. 割増料率及び割引料率

(1) 割増料率

種 別	内 容	割増率又は割増額
解揚庫入又は庫出解積荷役		庫入又は庫出料率の2割5分増
接岸船舶の積卸しに直接接続する庫入庫出の荷役		入庫又は出庫料率の2割5分増
半 夜 荷 役	17時から21時30分までの間における荷役	基本料率の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日 (当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日 (振替休日を含む) がある場合における土曜日を除く) における荷役	基本料率の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料率の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料率の1割増
超過距離荷役	基本距離 (50m) を越える	1 トンにつき
	距離の荷役であってその超過距離が50m以内のもの	撒 貨 物
多階建倉庫荷役	2階以上の倉庫への貨物の庫入又は2階以上の倉庫からの貨物の庫出荷役	A地区
		B地区
		190円
		167円
		230円
		202円

(注) 基本距離とは、解揚庫入又は庫出解積荷役にあつては80メートル、庫入又は庫出荷役にあつては50メートルとします。

(2) 割引料率

種 別	内 容	割 引 率
大口数量割引	荷主からの1荷役引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合	1,000トン以上~3,000トン未満 全量 基本料率の5%割引
		3,000トン以上 全量 基本料率の7%割引
長期大量割引	同一荷主から3ヶ月以上の長期契約に基づき、1回当り3,000トン以上の荷役を1か月に2回以上、3か月連続して引き受けた場合	1回当り3,000トン以上の荷役につき 基本料率の5%割引

3. その他の料率

(1) 特殊荷役料率

はい替 基本料率の8割

仕 訳 基本料率の3割

看 貫 基本料率の3割 (計量器使用、検量立会人の費用は含まず。

別途実費を申し受けます。)

仮 置 基本料率の3割

庫移し 庫入及び庫出料率の合算額

(2) 量目調整料 実費を申し受けます。

(3) 荷直量 (1トンにつき、単位 円)

地区		A地区	B地区
区分			
麻 袋	メイズ、マイロ、大豆、大麦	1 9 0	
	そ の 他	1 6 0	
紙 袋 、 ビ ニ ー ル 袋		1 9 0	

(注1) 本料率は取扱貨物全数量に適用します。

(注2) 本料率には材料費を含みません。

(注3) 袋物以外は実費を申し受けます。

(4) 待機料 (1口1時間につき、単位 円)

		4~6 人 (5 人)	7~9 人 (8 人)	10~12 人 (11 人)	13~15 人 (14 人)	16~18 人 (17 人)	19~21 人 (20 人)
昼 間 8 時 30 分から 17 時 00 分まで	A 地区	20,740	33,130	45,560	58,000	70,420	82,850
	B 地区	18,210	29,090	40,010	50,920	61,830	72,760
半 夜 17 時 00 分から 21 時 30 分まで	A 地区	32,260	51,540	70,870	90,220	109,540	128,880
	B 地区	28,330	45,250	62,230	79,220	96,180	113,180

(5) 最低料金 (1口につき、単位 円)

		4~6 人 (5 人)	7~9 人 (8 人)	10~12 人 (11 人)	13~15 人 (14 人)	16~18 人 (17 人)	19~21 人 (20 人)
昼 間 8 時 30 分から 17 時 00 分まで	A 地区	164,520	262,850	361,450	460,130	558,630	657,310
	B 地区	144,440	230,790	317,400	404,010	490,550	577,240
半 夜 17 時 00 分から 21 時 30 分まで	A 地区	164,520	262,850	361,450	460,130	558,630	657,310
	B 地区	144,440	230,780	317,400	404,010	490,550	577,240

(6) トラック積卸手伝料金

基本料率の5割以内

4. 分担金等

舁揚庫入又は庫出舁積作業に対し、次の料金を申し受けます。

- ① 港湾福利分担金 : 各貨物 (一律) 1 トンにつき 4 円
- ② 港湾労働法関係付加金 : 各貨物 (一律) 1 トンにつき 1 円 50 銭
(五大港に限る)
- ③ 労働安定基金 : 各貨物 (一律) 1 トンにつき 3 円 50 銭

(注) 港湾労働法関係付加金は、港湾労働法に基づき指定された港湾において、同法の適用を受ける倉庫で作業した場合に申し受けます。

5. 消費税の加算

料金の総額に消費税法に定める税率を乗じた金額を、別途加算の上申し受けます。ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。

Ⅱ 料率の適用

１． 料率表に記載のない貨物

基本料率表に記載のない貨物については、基本料率表に記載の貨物と荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料率を適用し、類似した貨物がない場合は、荷主と協議の上決定した料率を基本料率とします。

２． 料金の計算

料金の計算は次によります。

- (1) 計算トン数（コンテナを除く。）は、重量１，０００キログラムをもって１トンとして計算したトン数又は体積１．１３３立方メートルをもって１トンとして計算したトン数のいずれか大なる方とします。

なお、慣例により計算トン数の算出に当たり重量に一定の係数を乗じて得た数値を使用している場合には、その例によります。

ただし、次の場合の係数は、それぞれの定めるところによります。

イ．袋物のメイズ、マイロ、大豆、大麦 １．２

ロ．袋物のペレット状飼料 １．３

ハ．袋物のふすま １．８

- (2) コンテナの計算トン数は、実入・空とも２０フィート型は１個当たり３２トン、４０フィート型は１個当たり４８トンとします。

〔 ２０フィート型未満のコンテナは、２０フィート型を基準とする換算トン数をもって計算
トン数とし、３５フィート型及び４５フィート型等は４０フィート型と同じとします。 〕

- (3) １個の体積が０．０２５立方メートルに満たない貨物は、１個の体積を０．０２５立方メートルとして計算トン数の算出を行います。

- (4) 割増料率又は割引料率が重複する場合は、基本料率にそれぞれの割増率又は割引率を乗じて得た額を基本料率に加算し、又は基本料率から差し引きます。また超過距離荷役が重複する場合には、その割増額を基本料率に加算します。

- (5) 庫入又は庫出１回の料金の総額が１，０００円に満たないときは、１，０００円を申し受けます。

- (6) 消費税の加算については

イ．料金の総額に消費税法に定める税率を乗じた金額を別途加算の上申し受けます。

ロ．上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

３． 割増料率

割増料率の適用は次の通りとします。

- (1) 半夜荷役割増

１７時より２１時３０分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

- (2) 土曜日荷役割増

土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役について、所定の土曜日荷役割増を適用します。

- (3) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日・国民の祝日（振替休日を含む）及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

- (4) 雨天・雪天荷役割増

荷主の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合には所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

- (5) 超過距離荷役割増

基本距離を越える距離の荷役であって、その超過距離が５０メートル以内のものについて所定の超過距離荷役割増を適用します。

- (6) 多階建倉庫荷役割増

２階以上の倉庫への貨物の庫入、又は２階以上の倉庫からの貨物の庫出を伴う荷役について、所定の多階建倉庫荷役割増を適用します。

4. 割引料率

割引料率の適用は次の通りとします。

(1) 大口数量割引

荷主からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合には、所定の大口数量割引を適用します。

(2) 長期大量割引

同一荷主から、3か月以上の長期契約に基づき、1回当たり3,000トン以上の荷役を1か月に2回以上、3か月以上連続して引き受けた場合、当該荷役については所定の長期大量割引を適用します。

5. その他の料率

その他の料率の適用は次の通りとします。

(1) 特殊荷役料

本料金は、貨物のはい替、仕訳、看貫、仮置、庫移し作業を行った場合に適用します。

ただし、看貫作業における計量器使用及び検量立会人の費用は、本料金とは別に実費を申し受けます。

なお、本料金に対してはⅠ-2（割増料率及び割引料率）、Ⅱ-1（料率表に記載のない貨物）及び同2（料金の計算）の規定を適用します。

(2) 量目調整料

本料金は、貨物の量目調整作業を行った場合に適用します。

(3) 荷直料

本料金は、荷直作業を行った場合に適用します。

(4) 待機料

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては17時00分）以降における本船入港待又は天候若しくは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から17時00分までの間、半夜荷役にあつては、17時00分から21時30分までの間に発生した待機時間については、それぞれの待機料を適用します。

ただし、待機事由が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(5) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限ります。

イ. 荷役手配の取消の場合

(イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

ロ. 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業若しくは、荷役待機等により、昼間荷役および半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

(6) トラック積卸手伝料金

本料金は、トラック積卸作業を要請により手伝った場合に適用します。

6. 個別に協議して定める料金

(1) 特殊な貨物（特出品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）の荷役、又は特別な荷役（荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料率による料金のほかに、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 荷主の要求により検品、改装、改梱、見本採取、特殊仕訳、マーク刷、エフ付、詰合せ、詰替えその他の作業を行った場合には、荷主と協議の上別途実費を申し受けます。

(3) 基本距離を越える距離の荷役であつて、その超過距離が50メートルを越える場合は、基本料率による料金のほかに、荷主と協議の上

別途実費を申し受けます。

- (4) 荷主の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、荷主と協議の上別途実費を申し受けます。
- (5) 天災等特別の事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り荷主と協議の上特別料金を申し受けることがあります。
- (6) 高価品の明告ある貨物、危険品貨物は、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (7) 荷主の要求により、電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行う場合は、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (8) 本料率表に記載のない事項については、その都度荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。

普通倉庫荷役料級地表

東陽倉庫株式会社

都道府県	A地区	B地区
愛知県	名古屋市、弥富市、 海部郡飛島村	小牧市、一宮市、丹羽郡大口 町
静岡県		浜松市
千葉県		市川市
栃木県		芳賀郡芳賀町
神奈川県	相模原市	

1. サイロ倉庫保管料

- (1) 基本料率（1期料率） (単位 円)

	従価率(1,000円につき)	従量率(1,000kgにつき)
メイズ・マイロ	1.40	170.30
輸入小麦	0.60	175.10
輸入大麦	0.60	213.60

- (2) 適用規定

- ① 本料率表は穀物サイロに保管する基本料率表に掲げる品目のみに適用し、その他の品目は普通倉庫保管料率表を準用する。
- ② 保管料は暦日によって1日から10日までと、11日から20日までと、21日から月末までとをそれぞれ1期として計算する。
- ③ 従価率による算出は寄託申込価格（寄託申込価格が不適当と認められるときは時価による。）により、従量率による算出は正常な重量による。
- ④ 保管料は従価率と従量率とによって算出合算した金額の銭位をもって四捨五入します。
- ⑤ 請求各口につき50銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはその端数金額を1円として計算します。
- ⑥ 請求一口の保管料総額が1,000円に満たないときは1,000円とします。

- (3) 割増料率

- ① 下記貨物には、基本料率に次の割増率を付加する。割増が重複する場合は、各割増率を合算して基本料率に乘じます。

保税貨物	基本料率の3割増以内
------	------------

ただし、無税品は基本料率の1割増とする。
- ② 寄託者の要求により特に長期の保管を行う場合又は汚損性貨物、遭難貨物など特殊な貨物の保管を行う場合は、基本料率のほかに寄託者と協議の上決定します。

- (4) その他の料金

- ① 寄託者の要求により特別の事務処理等を行った場合の料金
 - イ. 在庫証明書、在庫報告書、送状、温湿度等の調査報告もしくはこれらに準ずる諸書類の作成
 : 1件につき1,000円以内
 - ロ. 電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行った場合
 : 寄託者との協議の上決定した金額
- ② 倉庫証券発行等の事務処理を行った場合の料金
 - イ. 発行手数料料金 : 証券1枚につき 2,000円
 - ロ. 券面記載内容変更手数料料金 : 証券1枚につき 1,000円

寄託者の要求により貨物の検品・検査の立会い、機械による温湿度調整（除湿作業、ビン替え作業等）その他貨物の保管に特別の
 手数、設備又は作業を要した場合、寄託者との協議の上決定した金額を申し受けます。

- (5) 消費税の加算

- (1)から(4)までによって計算した料金の総額に消費税法に定める税率を乗じた金額を、別途加算の上申し受けます。ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。
- 加算に当たって1円未満の端数があるときは、1円単位に四捨五入を行います。

- (6) 適用地区

名古屋市

２．サイロ倉庫荷役料

(1) 基本料率 (1トンにつき、単位 円)

作業の種類	小 麦	メイズ・マイロ・大豆・大麦
はしけ吸揚作業	9 8 1	1, 1 5 0
搬入又は搬出作業	4 3 6	5 1 0
袋詰作業	6 0 6	7 1 0

(2) 適用規定

① 適用範囲

本料率は、ニューマチックアンローダー、S・K・Tチェーンコンベアー又はグラブバケット等を使用して次の作業を行う場合に適用する。なお、袋詰貨物の搬出作業については、普通倉庫荷役料率を適用します。

② 作業範囲

本料率を適用する作業範囲は、次のとおりとします。

イ. はしけ吸揚作業

はしけより貨物を吸揚げ、自動運搬機で搬送し、計量のうねサイロビン等に投入するまでの作業とします。

ロ. 搬入又は搬出作業

貨車、トラック等からの貨物を自動運搬機で搬送し、計量のうねサイロビン等に投入するまで、又はサイロビン等から貨物を計量のうね、自動運搬機ではしけ、貨車、トラック等へ搬出するまでの作業とします。

ハ. 袋詰作業

サイロ等に施設された自動計量袋詰機から貨物を受け、ミシンで口縫し袋詰完了後、コンベアーの上ののせるまでの作業とします。

③ 料金の計算

イ. 計算トン数は、重量をもって計算トン数とします。

ロ. 割増料率が重複する場合は、基本料率にそれぞれの割増率を乗じて得た額を基本料率に加算します。

④ 待機料等

イ. 本料率は、待機が生じた場合、作業手配の取消があった場合又は半端作業等が生じた場合に適用します。ただし、それらの場合が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限りません。

ロ. 待機が生じた場合における本料率は、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間の待機について適用します。

ハ. 作業手配の取消があった場合の本料率の適用は次の通りとします。

(イ) 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以後2時間以上を経過してからの取消については、昼間の料率の7時間分とします。

(ロ) 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以後の取消については、半夜の料率の4.5時間分とします。

ニ. 半端作業等が生じた場合における本料率の適用は、半端作業等の請求金額が昼間作業にあつては昼間の料率の7時間分、半夜作業にあつては半夜の料率の4.5時間分に満たないときは、その請求金額を含めて、それぞれ昼間の料率の7時間分、半夜の料率の4.5時間分とします。

⑤ その他

イ. 特殊な貨物（変質、発熱、塵埃、悪臭、汚損のはなはだしい貨物、海難貨物等）の荷役、又は特別な荷役（特殊船の荷役、荒天時荷役）の料金は、基本料率のほか、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。

ロ. 本料率に記載のない事項の料金は、荷主と協議の上決定し申し受けます。

(3) 割増料率

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分まで	(吸揚・搬入・搬出作業) 基本料率の 25%増 (袋詰作業) 基本料率の 60%増
日 曜 日 、 祝 祭 日 作 業	日曜日、祝祭日（振替休日を含む）における作業	(吸揚・搬入・搬出作業) 基本料率の 60%増 (袋詰作業) 基本料率の 100%増
土 曜 日 作 業	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における作業	基本料率の 60%増
雨天・雪天作業	雨天・雪天における作業	基本料率の 10%増

(4) 待機料等

(1人1時間につき、単位 円)

区 分	料 率
昼間 (8時30分から16時30分まで)	3, 7 2 0
半夜 (16時30分から21時30分まで)	5, 7 9 0

(5) 分担金等

区 分	金 額
港湾福利分担金	各貨物（一律） 1トンにつき 4円
労働安定基金	各貨物（一律） 1トンにつき 3円50銭
港湾労働法 関係付加金	吸 揚 一 貫 作 業 各貨物（一律） 1トンにつき 1円50銭 搬出はしけ積作業 各貨物（一律） 1トンにつき 1円

(6) 消費税の加算

料金の総額に消費税法に定める税率を乗じた金額を、別途加算の上申し受けます。

ただし、免税となる取引については、この限りではありません。

加算に当たって1円未満の端数があるときは、1円単位に四捨五入を行います。

(7) 適用地区 名古屋市